伊豆半島ジオパーク中央拠点施設活用手法調査検討業務プロポーザル実施要項

平成２６年９月

伊豆半島ジオパーク推進協議会

１　目的

　　　伊豆半島ジオパーク中央拠点は国内外の各ジオパークや研究機関、ミュージアムとの連携の中心に位置づけられるとともに、調査研究、保全活用、教育普及の機能を有する施設です。

　　　また、本施設は各ビジターセンターとのネットワークのハブであるとともに、展示物や体験等により、広く一般市民や観光客に伊豆半島ジオパークの情報発信をするための施設です。

　　　本要項は、平成２７年度に伊豆半島ジオパーク中央拠点施設を整備するにあたり、伊豆半島ジオパーク基本計画及び行動計画に基づき、公募型プロポーザル方式により設計に係る提案を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適切と判断される事業者（以下「特定事業者」という。）を選定する手続きを定めるものです。

２　プロポーザル概要

（１）業務名称　　　　　　　伊豆半島ジオパーク中央拠点施設活用手法調査検討業務

（２）プロポーザル方式　　　公募型プロポーザル方式

（３）履行期間（予定）　　　平成２６年１０月（契約日）から平成２７年３月２０日まで

（４）契約上限額　　　　　　１０,０００千円（消費税及び地方消費税並びに許認可手数料等を含む）

３　主催者及び事務局（各書類提出先）

（１）主催者　　伊豆半島ジオパーク推進協議会

（２）事務局　　伊豆半島ジオパーク推進協議会事務局

　　　　　　　　〒414-8555　伊東市大原二丁目１番１号

　　　　　　　　TEL 0557-32-1784

 FAX 0557-38-2867

 e-mail info@izugeopark.org

４　計画の概要

（１）施設整備基本方針

　　　伊豆半島ジオパーク基本計画及び行動計画に基づくものとします。

（２）整備地の概要

　　ア　位　　置　　静岡県伊豆市修善寺８３８－１　修善寺総合会館１階部分

　　イ　用途地域　　市街化区域

　　 ウ　防火地域　　第２２条地域

（３）計画施設等の概要

　　ア　既存施設の１階ロビー、事務室、郷土資料館、和室、第２会議室（青年婦人会館）、庭園の改修及び展示物の製作

　　イ　予定事業費（建設工事総事業費）１００,０００千円（消費税及び地方消費税を含む）

　　ウ　予定工期（建設工事）　平成２７年５月～平成２８年３月まで

５　関連資料

（１）伊豆半島ジオパーク基本計画（資料１）

（２）伊豆半島ジオパーク行動計画（資料２）

（３）日本ジオパークネットワーク加盟申請書（資料３）

（４）世界ジオパークネットワーク加盟申請書（資料４）

（５）世界ジオパークネットワーク加盟に参加するためのガイドラインと基準（資料５）

（６）伊豆半島ジオパーク中央拠点施設活用手法調査検討業務仕様書（資料６）

（７）提出書類作成要領（資料７）

（８） 伊豆半島ジオパーク中央拠点施設活用手法調査検討業務事業者選定委員会設置要綱（資料８）

（９）施設現況平面図（資料９）

６　プロポーザルに関するスケジュール

（１）公　　告　平成２６年９月１６日（火）

（２）参加受付　平成２６年９月１６日（火）～平成２６年９月２５日（木）午後５時必着

（３）質疑受付　平成２６年９月１６日（火）～平成２６年９月１９日（金）

（４）質疑回答　平成２６年９月２２日（月）

（５）参加資格確認結果通知、提案関係書類提出要請書発送　平成２６年９月２６日（金）

（６）企画提案関係書類提出期限　平成２６年１０月１０日（金）午後５時必着

（７）企画提案審査（プレゼン及び質疑応答）　平成２６年１０月１５日（水）

（８）企画提案審査結果通知発送　平成２６年１０月１６日（木）

（９）業務委託契約　平成２６年１０月１７日（金）

　　（注）上記スケジュールは予定であり、書類の提出状況、選定委員会の審議の進捗状況等により変更することがあります。

７　参加資格等

（１）参加資格要件等

　　　　プロポーザルの参加資格は、参加申込書の提出日現在において、次の全ての要件を満たす者とします。

　　　　なお、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。

　　ア　平成２１年４月以降に自然史系の博物館やビジターセンター等の設計業務の実績があること。

　　イ　平成２１年４月以降に５００㎡以上の展示面積を持つ文化施設の展示設計の実績があること。

　ウ　伊東市及び伊豆市建設工事等入札参加資格において建設コンサルタント業務の登録がされている者で、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一般建築士事務所に登録されている者であること。

　エ　伊東市及び伊豆市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

　オ　伊東市暴力団排除条例（平成２４年伊東市条例第１９号）第２条第１号から第３号及び伊豆市暴力団排除条例（平成２４年伊豆市条例第２号）第２条第１号から第３号までの規定に該当していないこと。

　カ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。

　キ　本店所在地において市区町村税の滞納がないこと。

　ク　本推進協議会事務局が指定する打合せ等に常時参加できること。

（２）参加制限等

　　ア　プロポーザルへの参加申込み及び企画提案は１件とし、重複参加は認めません。

　　イ　参加者１者につき、参加申込み及び企画提案は１件とし、重複参加は認めません。

（３）管理技術者及び主任技術者の必要条件

　　ア　管理技術者もしくは主任技術者は一級建築士であること。

　　イ　管理技術者及び主任技術者は提出者の組織に属していること。

　　ウ　管理技術者及び主任技術者は、平成２１年４月以降に同種又は類似業務に携わった実績があること。

８　参加手続等

　　　提案の参加資格の審査を行うため、参加希望の事業者は、本要項等を十分確認し、業務委託の趣旨を踏まえた上で、参加申込書を提出してください。

（１）提出書類の入手方法

　　　　参加申込書等の提出様式等は、伊豆半島ジオパーク推進協議会のホームページからダウンロードして入手することができます。

（２）提出書類の作成方法及び提出部数については、提出書類作成要領（資料７）を参照してください。

（３）参加申込書の提出手続

　　ア　提出方法

　　　　提出書類作成要領（資料４）に示す必要書類を平成２６年９月２５日（木）午後５時までに事務局へ提出（受付は、土曜日、日曜日を除く午前９時から正午まで、午後１時から午後５時までの間）又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法として、提出期限までに必着のこと。）により提出して下さい。

　　　　なお、本協議会は、郵送中等の事故に伴う損害については一切の責任を負いません。

　　イ　参加資格審査結果の通知について

　　　　　上記の参加申込書提出者に参加資格確認結果通知書（様式３）と企画提案関係書類提出要請　書（様式４※有資格者に限る。）を平成２６年９月２６日（金）頃発送します。

（４）本プロポーザルに係る質疑書の提出手続等

　　ア　質疑書の提出方法

　　　　　質疑書（様式５）を作成の上、電子メールにより事務局宛てに送信してください。

　　　　　質疑者へは受信確認の電子メールを返信しますので、返信のなかった質疑は受付をしたものとされません。また、電子メールの送受信に起因するトラブルについては一切の責任を負わないものとします。

　　イ　受付期間

　　　　　平成２６年９月１６日（火）～平成２６年９月１９日（金）

　　　　　※平成２６年９月２２日（月）午後５時までに受信確認メールが届かない場合は、事務局に電話で確認してください。

　　ウ　回答日及び回答方法

　　　　　質疑に対する回答内容は一括して質疑回答書として取りまとめ、平成２６年９月２２日（月）までに本協議会ホームページへ掲載します。

　　エ　現地確認

　　　　　現地の説明を希望される場合は電子メールでお申込み下さい。（任意様式）

　　　　日時については協議の上、決定します。

９　提案審査

（１）提案関係書類の提出期限、場所及び方法

　　ア　提出期限　平成２６年１０月１０日（金）午後５時必着

　　イ　提出方法

　　　　　事務局へ持参（受付は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前９時から正午まで、午後１時から午後５時までの間）又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。）により提出してください。

　　　　　なお、本協議会は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負いません。

　　ウ　提出書類

　　　①会社概要書（様式６もしくは貴社作成の資料）

　　　②業務担当者一覧（様式７）

　　　③代表作品概要（様式８）

　　　④見積者（様式９）※封筒に封印して提出してください。

　　　　※見積金額が本要項に記載の契約上限額を越える場合は失格とします。

　　　⑤企画提案書（様式１０）（様式１１）

　　　　 ※実施方針、課題に対する提案を含む。

　　エ　提案審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

　　　　　プレゼンテーションは平成２６年１０月１５日（水）に伊東市役所で実施します。

時間は説明２０分以内、質疑応答１０分以内とし、プロジェクターは使用不可とします。

また、資料は提出済みの実施方針、課題に対する提案のみとし、説明者は管理技術者を含め３名以内とします。

　　オ　企画提案審査結果に通知

　　　　　企画提案審査の結果は、平成２６年１０月１６日（木）頃に応募者全員に書面により通知（郵送及び電子メール）するとともに、受付番号にて「伊豆半島ジオパーク推進協議会ホームページ」に掲載します。

10　審査関係書類作成及び提出上の注意事項

（１）Fax、電子媒体による提出は受け付けません。

（２）提出書類の作成方法は、提出書類作成要領（資料７）によります。

（３）提出した書類等の差替え、修正等は認めません。また、提出書類に記載された担当技術者は、原則として変更できません。ただし、病気休職、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者であることの承認を得ることとします。

（４）企画提案書の提出は、１提案のみとします。

（５）企画提案書の取扱い

　　ア　提出された書類、資料等は返却しません。

　　イ　提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとしますが、本協議会は提出書類を自由に使用できるものとし、使用料は無償とします。

　　ウ　選定後、選定された者の提案内容に拘束されないこととします。

11　プロポーザル審査方法

（１）本プロポーザルの審査は、選定委員会を設置し、実施します。

（２）提案審査は、課題に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行った後、審査により特定事業者１者及び次点１者を選定します。

（３）本プロポーザル審査は、見積書以外の提出していただいたすべての書類が対象となります。

12 費用の負担

　　　本プロポーザルに係る一切の費用は、本プロポーザルに参加しようとする者の負担とします。

13　特定事業者の取扱い

（１）特定事業者に対し、本業務に係る委託契約の第1交渉権が与えられ、本協議会は、第１交渉権を与えられた者と契約の交渉を行います。ただし、特定事業者が契約を辞退した場合又は契約交渉が不成立となった場合には、次点者と契約の交渉を行うこととします。

（２）特定事業者の責務

　　　特定事業者は、実施設計業務まで実施するものとします。

　　　なお、本プロポーザルは、本業務に適した技術力や創造力、問題解決力に優れた設計者を選定するものであることから、受託者は設計の内容について本協議会と十分協議の上、業務を進めることとします。

（３）本業務委託料の上限は、１０,０００千円（消費税、地方消費税及び許認可手数料等を含む。）

（４）本協議会は、本業務委託の契約締結後においても、失格事項又は不正と認められる行為が判明したときは、契約を解除できるものとします。

14　失格事項

　　　参加申込者が次のいずれかに該当する場合には失格とします。

　　　なお、審査後に判明した場合も同様とします。

（１）提出期間経過後に書類の提出があった場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）本要領に定める手続以外の手法により、選定委員又は事務局等関係者にプロポーザルに対する援助、質疑等を直接又は間接的に求めた場合

（４）参加申込書の提出後、契約締結までの期間に本要領に規定する参加資格等を有しなくなった場合

（５）本要領に違反した場合

（６）威圧その他の行為により公正かつ選定業務を妨げた場合

（７）その他選定委員会が本要領に違反すると認定した場合

15　その他

（１）本業務の予算は構成市町の平成２６年９月議会定例会に上程される予定ですが、予算（負担金）を確保できない場合は別途協議を行います。

（２）参加申込書を提出した者は、その時点で公告等の内容を受諾したものとします。

（３）参加資格確認後、辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出してください。